

福岡県公報

平成十八年七月十日
第二千五百五十六号
増刊 ①

告示（第十三百六十六号）
目次

○屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとするとき、知事の許可を受けなければならない区域の指定の一部改正

（公園街路課）……………一

告示

福岡県告示第十三百六十六号

屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとするとき、知事の許可を受けなければならない区域の指定（平成十四年七月福岡県告示第千二百四十一号）の一部を次のように改正し、平成十九年一月一日から施行する。

平成十八年七月十日

福岡県知事 麻生 渡

表国道の部四百九十五号の項中「芦屋町」の下に「遠賀町」を加える。

表主要地方道の部福岡東環状線の項の次に次のように加える。

表一般県道の部中間水巻線の項の次に次のように加える。
表一般県道の部八女香春線の項の次に次のように加える。

新北九州空港線

苅田町の区間

同右

宮田遠賀線

遠賀町の区間

同右

北九州芦屋線

遠賀町の区間

同右

門司行橋線

苅田町の区間

同右

須磨園南原曽根線	苅田町の区間
浜口遠賀線	遠賀町の区間
黒山広渡線	遠賀町の区間
遠賀町の区間	遠賀町の区間
後野福岡線	那珂川町の区間
那珂川大野城線	那珂川町の区間
山田中原福岡線	那珂川町の区間
那珂川町の区間	那珂川町の区間
遠賀町の区間	遠賀町の区間
同右	同右
同右	同右
同右	同右

表一般県道の部原海老津線の次に次のように加える。

発行
福岡県市
(博多区東公園七番
総務部行政経営企画課)

販印
壳刷
九福岡市
チ博多区
| 東比
エ惠二
ツ株目
式九
会一
社号

定価
一箇月一
三五〇円(税込・郵便料別)